

基安労発第 0814002 号  
平成 20 年 3 月 14 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長

### 地域産業保健センターにおける面接指導等の相談窓口における運用について

平素は、労働衛生行政の推進に多大な御理解・御協力を賜わり、感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 66 条の 8 に基づく医師による面接指導（対象者：時間外・休日労働時間が 1 月当たり 100 時間を超える者）について、平成 20 年 4 月 1 日から、常時 50 人未満の労働者を使用する小規模事業場において適用され、その実施が義務づけられるとともに、同法第 66 条の 9 に基づき面接指導に準ずる措置（対象者：同法第 66 条の 8 の医師による面接指導の対象者以外の者）の実施に努めることになります。

これら面接指導等（同法第 66 条の 8 に基づく医師による面接指導及び同法第 66 条の 9 に基づく面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）の実施に当たっての細部事項については、平成 18 年 2 月 24 日付け基発第 0224003 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」（以下「施行通達」という。）において示しているところですが、小規模事業場における労働者の健康管理に資するため、厚生労働省では、地域産業保健センターにおいて、平成 20 年 4 月 1 日から、面接指導等の相談窓口を開設することとしています。

以上のことと踏まえ、今般、地域産業保健センターにおける同事業の効果的かつ効率的な運営を図る観点から、当該窓口における運用について、その対応方針を別添のとおり定めました。

貴団体におかれましては、関係会員事業場に対し、施行通達に掲げられている面接指導等に関する部分及び地域産業保健センターにおける面接指導等の相談窓口の運用について、周知をいただくとともに、当該窓口の活用に当たっては、特に、下記事項に留意いただくことを周知されるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、地域産業保健センターが行う各種事業の利用については、当該窓口の利用も含め無料であることを念のため申し添えます。

## 記

- 1 事業者の指示等により、当該面接指導の対象者が面接指導相談窓口において面接指導を受ける場合には、同法第66条の8第2項の事業者が指定した医師が行う面接指導に該当するものであること。（別添の2）
- 2 事業者は、地域産業保健センターにおいて面接指導を行うことを希望する場合には、事前に、地域産業保健センターと実施時期、人数等について協議、調整すること。（別添の3（1））
- 3 事業者は、面接指導を行うに当たり、別紙1の様式例「労働安全衛生法第66条の8の面接指導に係る申出書」の写し及び別紙2の様式例の労働安全衛生規則第52条の4第1号の当該労働者の勤務の状況を記した書面（例えば、直近1ヶ月の総労働時間、時間外・休日労働時間、業務内容等を記した書面）を事前に、又は当該労働者を通じて提出すること。（別添の3（2））
- 4 事業者は、別添の3（4）に基づき地域産業保健センターから交付された別紙3の様式例「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書例」に沿った書面を、5年間保存しなければならないこと。
- 5 常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の労働者が、申出書及び事業場等からの情報を提出することなく、面接指導の実施を求めてきた場合であって、安全衛生規則第52条の4第1号の当該労働者の勤務の状況が十分に把握できない場合には、当該労働者に対し、情報が十分得られないため面接指導を実施できない旨説明した上で、当該労働者の事情等を勘案して「健康新たん窓口」等において別途対応することとなるので、その旨を労働者に周知すること。（別添の4（1））

## 別添

### 地域産業保健センターにおける面接指導等の相談窓口の運用について

#### 1 面接指導等の相談窓口で実施する面接指導の範囲

地域産業保健センターの面接指導等の相談窓口において実施する医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）については、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の労働者であって、労働安全衛生法第66条の8第1項に基づき、労働安全衛生規則第52条の2に規定する要件の労働者（時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者）を対象として実施するものであり、原則として、当該医師が同法第66条の8第4項に規定する事後措置に係る意見を事業者に述べるまでを事業の範囲とすること。

なお、同法第66条の9に基づく面接指導又は面接指導に準ずる措置（時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者以外の労働者が対象）のうち、面接指導については、上記に準じて面接指導等の相談窓口において対応することとなるが、面接指導に準ずる措置については「健康相談窓口」においても対応が可能であることに留意すること。

#### 2 面接指導等の相談窓口で実施する面接指導の位置づけ

事業者の指示等により、当該面接指導の対象者が面接指導等の相談窓口において面接指導を受ける場合には、同法第66条の8第2項の事業者が指定した医師が行う面接指導に該当することであること。

#### 3 面接指導等の相談窓口で実施する面接指導の主な流れ

地域産業保健センターにおいて面接指導を実施するに当たっての主な流れは、次のとおりとするが、各地域産業保健センターにおいて、当該実施方法について創意工夫することは差し支えないこと。

- (1) 事業者は、地域産業保健センターにおける面接指導を希望する場合には、事前に、地域産業保健センターと実施時期、人数等について協議、調整すること。
- (2) 事業者は、面接指導に当たり、別紙1の様式例「労働安全衛生法第66条の8の面接指導に係る申出書」（以下「申出書」という。）の写し及び別紙2の様式例の労働安全衛生規則第52条の4第1号の当該労働者の勤務の状況を記した書面（例えば、直近1ヶ月の総労働時間、時間外・休日労働時間、業務内容等を記した書面（以下「事業場等からの情報」という。））

を事前に、又は当該労働者を通じて提出すること。

- (3) 面接指導は、「長時間労働者への面接指導チェックリスト（地域産業保健センター用）」（別途送付予定）を活用して実施することが望ましいこと。
- (4) 地域産業保健センターは、面接指導を実施した場合には、別紙3の様式例「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書例」に沿った書面を事業者に交付すること。

また、別紙4の様式例「面接指導実施台帳例」により、その台帳を作成すること。その際には、同法第66条の8に基づく面接指導であるか、又は同法第66条の9に基づく面接指導若しくは面接指導に準ずる措置であるか、明らかになるように、別々に作成しておくこと。

- (5) 地域産業保健センターは、(4)により事業者に交付した「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書例」に沿った書面の写し及び「面接指導実施台帳例」に沿った台帳並びに「長時間労働者への面接指導チェックリスト（地域産業保健センター用）」等については、5年間保存することとする。

なお、各書面の保存、破棄等に当たっては、健康情報の保護に十分留意すること。

#### 4 その他留意事項

- (1) 常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の労働者が、申出書及び事業場等からの情報を提出することなく、面接指導の実施を求めてきた場合であって、安全衛生規則第52条の4第1号の当該労働者の勤務の状況が十分に把握できない場合には、当該労働者に対し、情報が十分得られないため面接指導を実施できない旨説明した上で、当該労働者の事情等を勘案して「健康相談窓口」等において別途対応するか、又は必要書類の提出等を求める等の対応を取ること。なお、事業場等からの情報が不十分と判断した場合には、同様の措置を講じることになること。
- (2) いわゆる「大企業」の支店、営業所等であって、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場から、地域産業保健センターに対して面接指導の実施の依頼があった場合には、同種の業態の複数事業場を共同化することにより、面接指導を含む産業医活動を効率的に実施できること、当該産業医の継続的な選任を促進し得ること等を踏まえ、当該事業場の理解を得つつ、平成20年度から新たに開始する予定としている「小規模事業場産業医活用促進事業（仮称）」（窓口：都道府県産業保健推進センター）を紹介する、又は面接指導の実施可能な医療機関を紹介する等、企業規模で常時50人未満の労働者を使用する事業場に対して、同法第66条の8に基づく医師による面接指導を優先的に実施するよう配慮すること。

別紙1

面接指導に係る申出の様式例

労働安全衛生法第66条の8（第66条の9）の面接指導に係る申出書

平成〇年〇月〇日

事業者 氏名 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1 面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）

- 地域産業保健センターの登録医師
- 自分が希望する医師

2 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

## 長時間労働者への面接指導

### チエックリスト (地域産業保健センター用)

以下の情報は個人情報であり、プライバシーに十分配慮すること。

<input type="checkbox"/> 時間外・休日労働月 100 時間超の申し出者	面接指導日 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 会社または事業場の基準該当者	面接医師
<input type="checkbox"/> 時間外・休日労働月 100 時間超の者	医師の所属
<input type="checkbox"/> 時間外・休日労働月 80 時間超の者	
<input type="checkbox"/> 時間外・休日労働月 45 時間超の者	
<input type="checkbox"/> その他の者：	
<input type="checkbox"/> 過去の面接指導 ( <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり )	直近の年月 年 月
(あらかじめ事業場等にチェック・記入してもらう)	

#### I 事業場(人事・労務担当者)等からの情報

(あらかじめ事業場等にチェック・記入してもらう)

1 氏名	<input type="text"/>	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 <input type="text"/> 歳
2 所属事業場名・部署	<input type="text"/>		
3 情報源	<input type="checkbox"/> 事業者からの情報 <input type="checkbox"/> 本人からの聴取 (該当項目をチェック)		

前1か月間について

平成 年 月 日 ~ 月 日

①労働時間等 総労働時間 (実績)	<input type="text"/>	時間／月
時間外・休日労働時間	<input type="text"/>	時間／月
通勤時間 (片道)	<input type="text"/>	時間 分

②業務内容 (責任性などを含む)、上司からの情報 (あれば)

<input type="text"/>
----------------------

別紙3

面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書例

本報告書および意見書は、改正労働安全衛生規則第52条の6の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。

面接指導結果報告書						
対象者	事業場名			TEL		
	氏名			所属	部	
				男・女	年齢	歳
疲労の蓄積の状況	0. なし 1. 軽 2. 中 3. 重	特記事項				
配慮すべき心身の状況	0. なし 1. あり					
判定区分	診断区分	0. 異常なし 1. 要観察 2. 要医療	事後措置として指導・勧告の必要性	0. 不要	1. 要	
	就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限 2. 要休業		<input type="checkbox"/> 必要事項		
	指導区分	0. 指導不要 1. 要保健指導 2. 要医療指導		<input type="checkbox"/> 下記意見書に記入		
医師の所属先		年 月 日 (実施年月日)		印		
		医師氏名				

事後措置に係る意見書					
就業上の措置	労働時間の短縮	0. 特に指示なし 1. 時間外労働の制限 時間／月まで 2. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分		3. 就業の禁止（休暇・休養の指示） 4. その他	
	労働時間以外の項目（具体的に記述）	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他 1) 2) 3)		
		措置期間	日・週・月 (次回面接予定日 年 月 日)		
医療機関への受診配慮等					
連絡事項等					

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)		印
	医師氏名		

事業所長	人事	部長	課長

(財)産業医学振興財團  
「長時間労働者への面接指導マニュアル（地域産業保健センター用）」より（一部改編）

## 面接指導実施台帳例

実施年月日	受診者氏名	年齢・性別	事業場名、事業場所在地及び連絡先	担当医師氏名	判 定
		____歳 男・女	所在地: 連絡先:(電話) (FAX) 一 一		ア 診断区分 <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 要医療 イ 就業区分 <input type="checkbox"/> 通常勤務 <input type="checkbox"/> 就業制限 <input type="checkbox"/> 要休業 ウ 指導区分 <input type="checkbox"/> 指導不要 <input type="checkbox"/> 要保健指導 <input type="checkbox"/> 要医療指導
		____歳 男・女	所在地: 連絡先:(電話) (FAX) 一 一		ア 診断区分 <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 要医療 イ 就業区分 <input type="checkbox"/> 通常勤務 <input type="checkbox"/> 就業制限 <input type="checkbox"/> 要休業 ウ 指導区分 <input type="checkbox"/> 指導不要 <input type="checkbox"/> 要保健指導 <input type="checkbox"/> 要医療指導
		____歳 男・女	所在地: 連絡先:(電話) (FAX) 一 一		ア 診断区分 <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 要医療 イ 就業区分 <input type="checkbox"/> 通常勤務 <input type="checkbox"/> 就業制限 <input type="checkbox"/> 要休業 ウ 指導区分 <input type="checkbox"/> 指導不要 <input type="checkbox"/> 要保健指導 <input type="checkbox"/> 要医療指導
		____歳 男・女	所在地: 連絡先:(電話) (FAX) 一 一		ア 診断区分 <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 要医療 イ 就業区分 <input type="checkbox"/> 通常勤務 <input type="checkbox"/> 就業制限 <input type="checkbox"/> 要休業 ウ 指導区分 <input type="checkbox"/> 指導不要 <input type="checkbox"/> 要保健指導 <input type="checkbox"/> 要医療指導
		____歳 男・女	所在地: 連絡先:(電話) (FAX) 一 一		ア 診断区分 <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要観察 <input type="checkbox"/> 要医療 イ 就業区分 <input type="checkbox"/> 通常勤務 <input type="checkbox"/> 就業制限 <input type="checkbox"/> 要休業 ウ 指導区分 <input type="checkbox"/> 指導不要 <input type="checkbox"/> 要保健指導 <input type="checkbox"/> 要医療指導

(参考)

平成18年2月24日付け基発第0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」（抄）

7 面接指導等（第66条の8、第66条の9等関係）

（1）面接指導（第66条の8関係）

ア 第1項関係

- （ア）脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、これら疾病の発症を予防するため、医師による面接指導を実施すべきこととしたものであること。また、労災認定された自殺事案をみると長時間労働であった者が多いことから、面接指導の実施の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するためにメンタルヘルス面にも配慮すること。
- （イ）面接指導を実施する医師としては、産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が望ましいこと。
- （ウ）面接指導の費用については、法で事業者に面接指導の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること。
- （エ）面接指導を受けるのに要した時間に係る賃金の支払いについては、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、面接指導を受けるのに要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと。
- （オ）派遣労働者に対する面接指導については、派遣元事業主に実施義務が課せられるものであること。なお、派遣労働者の労働時間については、実際の派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第42条第3項に基づき派遣先が派遣元事業主に通知することとなっており、面接指導が適正に行われるためには派遣先及び派遣元の連携が不可欠であること。

イ 第4項関係

- （ア）医師の意見聴取については、面接指導を実施した医師から、面接指導の結果報告に併せて意見を聴取することが適当であること。なお、地域産業保健センターの医師により面接指導を実施した場合は、事業者は当該医師から意見を聴取すること。

(イ) 面接指導を実施した医師が、当該面接指導を受けた労働者の所属する事業場で選任されている産業医でない場合には、面接指導を実施した医師からの意見聴取と併せて、当該事業場で選任されている産業医の意見を聴取することも考えられること。

ウ 第5項関係

(ア) 面接指導実施後の措置の例として、医師の意見の衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への報告を規定した趣旨は、Iの5(略)と同様であること。

また、衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への医師の意見の報告に当たっては、医師からの意見は個人が特定できないように集約・加工するなど労働者のプライバシーに適正な配慮を行うことが必要であること。

(イ) 特にメンタルヘルス不調に関し、面接指導を受けた結果として、事業者が労働者に対して不利益な取扱いをすることがあってはならないこと。

(ウ) 事業者は、面接指導により労働者のメンタルヘルス不調を把握した場合は、必要に応じ精神科医等と連携を図りつつ対応することが適当であること。

(2) 必要な措置(第66条の9関係)

面接指導の対象となる労働者以外の労働者であっても、脳・心臓疾患の発症の予防的な意味を含め、健康への配慮が必要なものに対して、第66条の8第1項から第5項までの措置に準じた必要な措置を講ずるよう事業者に努力義務を課すことである。

(以下略)